

財団法人文京アカデミー指名業者選定委員会規程

(目的)

第1条 財団法人文京アカデミーが施行する工事等の請負、委託並びに物件の買入れ及び借上契約（以下「請負契約等」という。）に関し、厳正かつ公平に優良な業者を選定するために、財団法人文京アカデミー指名業者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、財団法人文京アカデミー契約事務規程（昭和61年10月財団法人文京区地域・文化振興公社規程第9号）第1条から第3条までの規定により、指名競争入札に参加させようとする者の適正な参加資格の審査及び、指名する場合における指名業者の適格性の判定並びに選定について調査審議する。

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員若干名をもって組織し、それぞれ別表第1に掲げる職にある者をこれに充てる。

2 委員長は、特に必要があると認めたときは、前項の規定にかかわらず、臨時委員を置くことができる。

3 委員会は、別表第1の区分に従って構成するものとする。

(委員長の職務及び代理)

第4条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

2 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(招集)

第5条 委員会は、必要の都度、委員長が招集する。

(定足数)

第6条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開会することができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(意見聴取等)

第7条 委員長は、特に必要があると認めたときは、契約締結請求課の職員を委員会に出席させて、説明を求め、又は意見を述べさせることができる。

(緊急等の場合の特例)

第8条 委員長は、緊急を要し委員会を招集する暇がないと認める場合又は特に必要があると認める場合は、関係委員への回議の方法により委員会の開催に代えることができる。

(指名業者の選定)

第9条 指名業者の選定は、理事長が指名競争入札の参加資格を有する者のうちから選定するものとする。

第10条 請負契約等の予定価格が200万円未満であるときは、文京区に営業所を有する業者を中心に選定する。

第11条 特に緊急を要する請負契約等、特別の技術を要する請負契約等、その他請負契約等の性質又は目的により、前二条の規定により難しいもの及び当該業者の営業規模・施行実績・その他の条件を勘案のうえ能力を有すると判定したものについて

は、前二条の規定によって定められた者の他から選定することができる。

第 12 条 指名業者選定にあたっては、別表第 2 の業者選定基準によるものとする。
(委員会の事務)

第 13 条 委員会の庶務は、管理部管理課で処理する。

付 則

この規程は、昭和 62 年 2 月 10 日から施行する。

付 則

この規程は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、東京都知事及び東京都教育委員会の認可があった日（平成 10 年 12 月 9 日）から施行する。

付 則

この規程は、平成 11 年 11 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 11 年 12 月 27 日から施行する。

付 則

この規程は、東京都知事及び東京都教育委員会の認可があった日（平成 18 年 3 月 31 日）から施行する。

付 則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1（第3条関係）

構 成 委 員	
委 員 長 委 員 委 員	常勤の理事長 又は常務理事 管 理 部 長 管 理 課 長

別表第2（第12条関係）
業者選定基準

予 定 価 格	業 者 数
150万円以上～200万円	5社以上
200万円超え～500万円	6社以上
500万円超え～1000万円	8社以上
1000万円以上	10社以上

